

年金

学生納付特例制度 納付が猶予されます

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912
千葉年金事務所 ☎043・242・6320

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料が納められないときは、学生納付特例を申請しましょう。

■対象となる学生

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生などで、本人の前年所得が118万円＋扶養親族などの数×38万円以下の方

■申請方法

町民税務課国保年金係または年金事務所へ申請書を提出してください（申請書は同窓口にもあります）。

■申請に必要なもの

- ・ 在学証明書または学生証（両面）の写し
- ・ 印鑑

■昨年度に引き続き学生の方

学生納付特例制度により、平成30年度に保険料納付を猶予されている方で、平成31年度も引

き続き在学予定の方へは、4月上旬に日本年金機構よりはがき形式の学生納付特例申請書が送付されています。

同一の学校に在学される方は、このはがきに必要事項を記入し、返送することにより平成31年度の申請ができます（この場合、在学証明書や学生証の写しの添付は不要です）。

なお、平成31年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。



地域ぐるみで防災対策を！

「避難行動要支援者名簿」をご存知ですか？

福祉保健課 福祉係 ☎77・3914
総務課 自治振興係 ☎77・3903

近年、地震や集中豪雨、台風により全国各地で大規模な災害が発生しています。こうした中、災害発生時には道路の寸断や火災、ライフラインの断絶などで《公助》である行政の救助活動がすぐにできるとは限りません。

このため、「自分の命は自分で守る」という《自助》および「地域住民が協力し、みんなで助け合う」という《共助》という意識も求められています。地域での《共助》の力の強化のため、町では避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難行動要支援者名簿とは？

災害が発生したときに自ら避難することが困難な方などの情報を登録したものです。日ごろから地域でこれらの情報を共有することで、見守りなどをおとし災害時の安否確認・避難支援につなげます。

避難行動要支援者とは？

- ① 70歳以上のみの世帯の方
- ② 要介護認定3～5の方
- ③ 身体障害者手帳1級・2級の方
- ④ 療育手帳(A)の1、(A)の2、(A)、Aの1、Aの2の方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

避難支援等関係者とは？

警察、消防団、民生委員、区長などの皆さんです。個人情報保護は適正に管理し、避難支援に係る目的以外には使用しません。

町からのお願い

5月中旬に対象となる方へ登録などのご案内を送付しますので、ご確認をお願いします。





マイナンバーカード 休日交付を行っています

町民税務課 戸籍係 ☎77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■予約窓口 町民税務課戸籍係

平日午前8時30分～午後5時

■休日交付日 5月26日(日)

■交付時間 午前10時～午後3時まで

■受け取りに必要なもの

- ・マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・個人番号カード交付通知書

(ご連絡に同封されたハガキ)

・写真付本人確認書類(運転免許証など)

・印鑑(ゴム印不可)

・お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)
※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限り行います。詳しくは戸籍係へご相談ください。

らくらく ママクッキング

保健センター ☎77-1891

ママ同士、おしゃべりしながら楽しくお料理しませんか？簡単でバランスのよいメニューを紹介します。

■対象者 子育て中の母親

■開催日時 6月6日(木)

午前10時～午後1時30分

■会場 福祉センター「やすらぎの里」

■内容 かんたんクッキング

■参加費 200円

■定員 16人

■締切り 5月24日(金)

■その他 希望により

託児を行います
(10人まで)。



税の公平性を保つため 滞納処分を進めています

町民税務課 収税係 ☎77・3916

町税は納期限内に納めていただくことが原則となります。納期限後の納税には延滞金が増算されます。町の健全な財政運営のために納期限を厳守し、必ず納税してください。

現在町では、納期限内に納税されない方に対して、督促状や催告書など自主納税を促しています。

しかし、再三の催告にも応じず納税相談の連絡もない、納税に誠意の見られない滞納者に対しては、公平性を保つため、滞納処分として資産調査や勤務先などへ収入調査を行い、差押えを執行します。

※やむを得ない事情により、納期限内に納税できない方については、相談にお越しくください。

■平成30年度滞納処分(差押え)の状況

| 区分 | 差押件数 | 差押金額 |
|------|------|------------|
| 預貯金 | 97件 | 4,247,663円 |
| 生命保険 | 8件 | 856,492円 |
| 給与 | 4件 | 495,424円 |
| その他 | 12件 | 1,516,001円 |
| 合計 | 121件 | 7,115,580円 |

5月31日は 「世界禁煙デー」

5月31日～ 6月6日までは 「禁煙週間」です

たばこはがんをはじめ、多くの生活習慣病を引き起こす大きな原因です。また、たばこは自分だけではなく家族などの周りの人の健康にも大きな影響を与えてしまいます。

禁煙週間を機会に、自分や家族のためにあなたも禁煙やたばこの煙の害について考えてみませんか？

